平成２４年（フ）第２０号
福島県いわき市平中神谷字十二所82番地の２志賀アパート２－１、前住所茨城県ひたちなか市大字足崎1506番地７
債務者　白土　幹雄
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第１０４号
神奈川県伊勢原市高森２丁目20番７号
債務者　金沢美和子（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７０号
新潟市西区寺尾台２丁目２番29号
債務者　和田　隆志
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７７号
新潟市秋葉区吉岡町12番19号、前住所新潟市西区寺尾西５丁目18番17号　リバティー寺尾101号
債務者　池上　雄大
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３６号
新潟県村上市羽下ケ渕1745番地
債務者　小野　義人
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１５号
愛知県岩倉市本町門前19番地２　サンシティ大洋203号
債務者　若林源一郎
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３９号
愛知県一宮市末広１丁目14番26号　メゾン末広302号
債務者　仮屋　　弘
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４０号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字呑光寺西31番地
債務者　苅谷　　修
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４１号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字呑光寺西31番地
債務者　苅谷由里子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５２号
愛知県丹羽郡大口町垣田８番地　県営大口住宅20棟201号
債務者　松本　加代
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第９３号
京都府京丹後市峰山町千歳30番地の19千歳ハイツ１号室
債務者　田村　泰政
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第６号
京都府京丹後市久美浜町浦明352番地の２
債務者　嶋貫　　敦
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第７号
京都府京丹後市久美浜町浦明352番地の２
債務者　嶋貫美恵子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第９８号
大阪府岸和田市春木旭町36番12―203号、前住所大阪府岸和田市荒木町１丁目26番17号
債務者　伊丹　敬治
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
大阪府泉大津市板原町３丁目19番21号
債務者　下神納木真実（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
大阪府岸和田市南上町１丁目50番28―202号、前住所大阪府泉佐野市鶴原1537番地の11
債務者　南　　成紀
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
大阪府泉大津市池浦町２丁目11番41号パークサイドあなし201号
債務者　道林　美鈴（旧姓上原・佐藤）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係